

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 平成25年3月25日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

| | |
|-----|--------|
| 1番 | 藤田尚美君 |
| 2番 | 秋山泉君 |
| 3番 | 尾野政子君 |
| 4番 | 村松昇平君 |
| 5番 | 市川圭一君 |
| 6番 | 小松崎伸君 |
| 7番 | 山越守君 |
| 8番 | 沼田和利君 |
| 9番 | 諸橋太一郎君 |
| 10番 | 宮崎智君 |
| 11番 | 杉森弘之君 |
| 12番 | 須藤京子君 |
| 13番 | 黒木のぶ子君 |
| 14番 | 板倉香君 |
| 15番 | 柳井哲也君 |
| 16番 | 中根利兵衛君 |
| 17番 | 田中道治君 |
| 18番 | 石原幸雄君 |
| 19番 | 板倉宏君 |
| 20番 | 遠藤憲子君 |
| 21番 | 鈴木かずみ君 |
| 22番 | 利根川英雄君 |

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

| | |
|----------------------|-----------|
| 市 長 | 池 邊 勝 幸 君 |
| 副 市 長 | 野 口 憲 君 |
| 監 査 委 員 | 植 田 典 夫 君 |
| 市長公室長 | 川 上 秀 知 君 |
| 市民総務部長 | 滝 本 昌 司 君 |
| 税 務 部 長 | 田 中 雅 司 君 |
| 保健福祉部長 | 清 水 治 郎 君 |
| 環境経済部長 | 坂 本 光 男 君 |
| 建 設 部 長 | 益 子 政 一 君 |
| 教 育 部 長 | 吉 田 次 男 君 |
| 会計管理者 | 高 島 町 子 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 土 井 清 君 |
| 市長公室次長兼 政策秘書課長 | 吉 川 修 貴 君 |
| 市長公室次長兼 人材育成課長 | 藤 田 聡 君 |
| 保健福祉部次長兼 社会福祉課長 | 中 島 卓 也 君 |
| 保健福祉部次長兼 健康管理課長 | 高 谷 寿 君 |
| 環境経済部次長兼 廃棄物対策課長 | 八 島 敏 君 |
| 建 設 部 次 長 | 沼 尻 輝 雄 君 |
| 建 設 部 次 長 | 大 野 一 幸 君 |
| 教育委員会次長兼 教育総務課長 | 坂 野 一 夫 君 |

1. 議会事務局出席者

| | |
|-----|-----------|
| 書 記 | 中 根 敏 美 君 |
| 書 記 | 飯 田 晴 男 君 |

平成25年第1回牛久市議会定例会

議事日程第6号

平成25年3月25日(月)午前10時開議

- 日程第 1. 議案第40号 牛久市教育委員会委員の任命について
- 日程第 2. 議案第 1号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 3. 議案第 2号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について
- 日程第 4. 議案第 3号 牛久市道路標識の寸法に関する条例について
- 日程第 5. 議案第 4号 牛久市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する条例について
- 日程第 6. 議案第 5号 牛久市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例について
- 日程第 7. 議案第 6号 牛久市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
- 日程第 8. 議案第 7号 牛久市公園条例について
- 日程第 9. 議案第 8号 牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第 9号 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第10号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第11号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第12号 牛久市保育園設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第14. 議案第13号 牛久市クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15. 議案第14号 牛久市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16. 議案第15号 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第17. 議案第16号 牛久市水道条例の一部を改正する条例について

- 日程第18. 議案第17号 平成24年度牛久市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第19. 議案第18号 平成24年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20. 議案第19号 平成24年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21. 議案第20号 平成24年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第22. 議案第21号 平成24年度牛久市小規模水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第23. 議案第22号 平成24年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第24. 議案第23号 平成24年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第25. 議案第24号 平成24年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第26. 議案第25号 平成25年度牛久市一般会計予算
- 日程第27. 議案第26号 平成25年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第28. 議案第27号 平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第29. 議案第28号 平成25年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 日程第30. 議案第29号 平成25年度牛久市小規模水道事業特別会計予算
- 日程第31. 議案第30号 平成25年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 日程第32. 議案第31号 平成25年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第33. 議案第32号 平成25年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第34. 議案第33号 牛久市道路線の認定について
- 日程第35. 議案第34号 牛久市道路線の路線変更について
- 日程第36. 議案第35号 土地取得について
- 日程第37. 議案第38号 平成24年度牛久市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第38. 議案第39号 平成24年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第39. 議員提出議案第1号 牛久市パワーハラスメント防止条例について
- 日程第40. 議員提出議案第2号 特別委員会の設置について
- 日程第41. 決議案第1号 第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の東京招致に関する決議について
- 日程第42. JR要望 「都区内フリーきっぷ」「都区内りんかいフリーきっぷ」の存続を求める要望書
- 日程第43. 閉会中の事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（柳井哲也君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

市長提出議案第40号の1件、議員提出議案第2号の1件、決議案第1号の1件及びJR要望の1件が提出されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第40号の1件を一括議題といたします。



議案第40号 牛久市教育委員会委員の任命について

○議長（柳井哲也君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 現在上程しております議案に加え、本日追加議案1件を上程いたします。

議案第40号は、牛久市教育委員会委員の任命についてであります。

現教育委員会委員であります淀川ゆき氏の任期は平成28年9月30日までであります、淀川氏から本年3月31日をもって辞職したい旨の届け出が提出され、これを受理したことに伴い、新たにつくば市在住の染谷郁夫氏を任命しようとするものであります。

教育委員の住所要件につきましては、地方公共団体の長の被選挙権の要件を満たすものとされており、牛久市以外に住所を有する者であっても任命することができることから、過去には昭和44年5月1日から昭和55年9月30日まで龍ヶ崎市在住の中島英敏氏を、平成8年10月1日から平成11年12月31日までつくば市在住の倉光秀麿氏を任命した経緯もございます。

染谷氏は、識見、人格ともにすぐれた方であり、牛久市の教育行政を担う適任者であると確信し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、染谷氏の任期は平成28年9月30日までとなります。

何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柳井哲也君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第40号についての質疑を許します。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第40号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 討論ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号について採決いたします。

議案第40号牛久市教育委員会委員の任命について、本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、本案はこれに同意することに決しました。

ここで、自席にて暫時休憩いたします。

午前10時05分休憩

午前10時06分開議

○議長（柳井哲也君） 会議を再開します。

次に、日程第2、議案第1号ないし日程第36、議案第35号、日程第37、議案第38号及び日程第38、議案第39号の37件、日程第39、議員提出議案第1号の1件を一括議題といたします。

○

議案第1号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第2号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関

する基準を定める条例について

- 議案第 3 号 牛久市道路標識の寸法に関する条例について
- 議案第 4 号 牛久市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する条例について
- 議案第 5 号 牛久市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例について
- 議案第 6 号 牛久市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について
- 議案第 7 号 牛久市公園条例について
- 議案第 8 号 牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 牛久市保育園設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13 号 牛久市クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 牛久市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16 号 牛久市水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 平成 24 年度牛久市一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 18 号 平成 24 年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 19 号 平成 24 年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 20 号 平成 24 年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 21 号 平成 24 年度牛久市小規模水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 22 号 平成 24 年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 23 号 平成 24 年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 24 号 平成 24 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 25 号 平成 25 年度牛久市一般会計予算
- 議案第 26 号 平成 25 年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 25 年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 25 年度牛久市青果市場事業特別会計予算

- 議案第 29 号 平成 25 年度牛久市小規模水道事業特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 25 年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 31 号 平成 25 年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算
- 議案第 32 号 平成 25 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 33 号 牛久市道路線の認定について
- 議案第 34 号 牛久市道路線の路線変更について
- 議案第 35 号 土地取得について
- 議案第 38 号 平成 24 年度牛久市一般会計補正予算（第 7 号）
- 議案第 39 号 平成 24 年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議員提出議案第 1 号 牛久市パワーハラスメント防止条例について

○議長（柳井哲也君） 本件に関しては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

まず、尾野総務常任委員長。

平成 25 年 3 月 25 日

牛久市議会議長 柳 井 哲 也 殿

総務常任委員会

委員長 尾 野 政 子

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第 103 条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件 名 | 議決の結果 |
|----------|---|-------|
| 議案第 9 号 | 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第 10 号 | 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |

| | | |
|-----------------|--|------|
| 議案第 11 号 | 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第 17 号 | 平成 2 4 年度牛久市一般会計補正予算（第 6 号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ | 原案可決 |
| 議案第 38 号 | 平成 2 4 年度牛久市一般会計補正予算（第 7 号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ | 原案可決 |
| 議員提出議案 第 1 号 | 牛久市パワーハラスメント防止条例について | 原案可決 |

〔総務常任委員長尾野政子君登壇〕

○総務常任委員長（尾野政子君） おはようございます。

総務常任委員会委員長審査報告をさせていただきます。

平成 2 5 年 3 月 8 日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る 3 月 1 5 日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第 9 号は、牛久市部等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、「市民総務部」を市民と行政の基本的かつ極めて身近なかかわりのある業務に特化した「市民部」と、行政管理部門に特化した「総務部」とに分割し、また独立しておりました「税務部」をより大きな組織による課税収納体制をとれるよう「総務部」に統合するため、改正するものであります。

審査に当たり委員からは、市の運営の根幹をなす総務部と市民生活に密着した市民生活部が 2 年前に統合したことは、組織体制に不備があったのではないかとの質疑がなされ、市執行部からは、重要な財源としての市税の収納体制強化を目的として 2 年前に税務部を独立させた経緯があり、これに伴い総務部と市民生活部が統合されたが、市民サービスの低下は見られなかった。しかし、市税の現年度分の収納率が低下したため、来年度から税務部を総務部内に統合することにより、大きな組織として部を挙げて収納率向上に臨む考えであるとの答弁がありました。

議案第 1 0 号は、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、平成 2 5 年 4 月から社会福祉法人設立認可等の審査を市で行うことに伴い、牛久市社会福祉法人設立認可等審査委員会委員を新たに非常勤特別職として任用するため、報酬額を

定めるものであり、牛久市障害者施策推進協議会委員につきましては、関係法の改正によりその職を廃止するものであります。

また、教育指導員につきましては日額報酬から時間額報酬に改めるものであり、介護支援専門員につきましては介護認定調査員に名称を改めるとともに、適切な報酬額に改正するものであります。

審査に当たり委員からは、教育指導員の報酬が日額報酬から時間額報酬に改正する理由について質疑がなされ、市執行部からは教育指導員が従来と同じ時間の勤務であれば報酬が減ることではなく、教育指導員の中でも指導的立場の指導員に対しては時間額報酬を割り増しして支給することを考えているとの答弁がありました。

議案第11号は、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、人事院勧告に基づき、55歳を超える職員の昇給基準及び昇給号数について、改正するものであります。

審査に当たり委員からは、55歳を超える職員について全く昇給しなかった場合、金額に換算すると影響金額はどのくらいになるかとの質疑がなされ、市執行部からは該当する職員全体の金額は、年間で約30万円の見込みであるとの答弁がありました。

議案第17号、平成24年度牛久市一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものといたしまして、市税は個人市民税の増額計上、及び法人市民税の増額計上であり、地方交付税は震災復興特別交付税の増額計上であります。繰入金は財政調整基金繰入金の減額計上、及び職員退職手当基金繰入金の増額計上であり、市債は建設事業債から臨時財政対策債へ組みかえを行うものであります。

歳出の主なものといたしまして、主にそれぞれの科目について事務事業の執行額の確定、及び今後の執行見込みによる不用額等の調整をするものであります。

総務費は、一般職退職手当特別負担金の増額計上、及び退職手当基金への積立金の計上であり、消防費は防災行政無線の無線携帯機購入経費の減額計上であります。

審査に当たり委員からは、職員退職手当基金繰入金の増額計上に関連して、今年度の退職者数について質疑がなされ、市執行部からは定年退職者が5人、勸奨退職者が10人、普通退職者が1人、合計で16人であるとの答弁がありました。

議案第38号、平成24年度牛久市一般会計補正予算（第7号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものといたしまして、繰入金は歳出予算に対する財政調整基金からの繰入金の増額計上であり、市債は岡田小学校体育館新築事業債の計上であります。

歳出の主なものといたしまして、総務費の総務管理費は向台小学校通学路ガードパイプ設置工事費の計上であり、消防費は田宮町地内に設置する飲料水兼用耐震性貯水槽設置工事費の計

上であります。

審査に当たり委員からは、向台小学校通学路のガードパイプ設置距離について質疑がなされ、市執行部からは600メートルを予定しており、設置場所については関係機関と調整しながら決定していくとの答弁がありました。

議員提出議案第1号は、牛久市パワーハラスメント防止条例についてであります。

本件は、市民に対する公共サービスの質を向上させるためには、市職員の労働環境とモチベーションを上げることが必要不可欠であり、パワハラが横行するような市役所に質の高い公共サービスを期待することはできないため、牛久市において他の自治体に先駆けてパワーハラスメント防止条例を制定することを提案するものです。

本件につきましては、当該議案の提出者である杉森委員に説明員として委員会への出席を求め、審査を行いました。

審査に当たり委員からは、条例案の第3条第4項に「職階に関して」とあるが、牛久市では職階性を採用していないこと、第7条第2項第5号に定める委員会を構成する委員として、医師あるいは臨床心理士とあり、報酬等の予算が伴うことになるが、行政実例によれば予算を伴う条例案を提出する場合は、執行機関と財源の見通しを得る必要があるとされているがどうか等、条例案の内容についての質疑がなされ、議案提出者からは「職階」については職員の給与体系における級数をイメージして表現した言葉である。職員以外の委員については、他の自治体における委員構成を参考にしたものであるが、報酬等の予算措置を考えなければいけないところだろうとの説明がありました。

委員からの意見としては、パワーハラスメントを防止するための努力は理解できるが、議員だけで提案するのではなく、市の職員と対話しながら提案していくほうがよりよい内容のものが提案できると考える。

内容について見直すべき点が多々あり、早急に結論を出すべきものではないとの意見がありました。

また、このような条例制定はパワーハラスメントの抑止力となることから、市議会として良識を示す上で大変重要な提案である。

パワーハラスメント防止条例という形で、市全体でこの問題を防止していく姿勢を示すことができる画期的な提案であるとの意見もありました。

以上6件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第17号は全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第9号ないし議案第11号、議案第38号、議員提出議案第1号は賛成多数によ

り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（柳井哲也君） 次に、小松崎教育民生常任委員長。

平成25年3月25日

牛久市議会議長 柳井哲也 殿

教育民生常任委員会

委員長 小松崎 伸

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 議決の結果 |
|--------|---|-------|
| 議案第1号 | 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について | 原案可決 |
| 議案第2号 | 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について | 原案可決 |
| 議案第12号 | 牛久市保育園設置条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第15号 | 牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第17号 | 平成24年度牛久市一般会計補正予算（第6号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ | 原案可決 |
| 議案第18号 | 平成24年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 |
| 議案第22号 | 平成24年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号） | 原案可決 |
| 議案第24号 | 平成23年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号） | 原案可決 |
| 議案第38号 | 平成24年度牛久市一般会計補正予算（第7号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ | 原案可決 |

〔教育民生常任委員長小松崎 伸君登壇〕

○教育民生常任委員長（小松崎 伸君） おはようございます。

教育民生常任委員会委員長審査報告をいたします。

平成25年3月8日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る3月18日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第1号は、牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についてであります。

本件は、介護保険法の改正により、指定地域密着型サービス事業の指定基準を、地方公共団体が条例で定めることとなったことに伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、特別養護老人ホームへの入所希望の待機数、グループホームでの待機者はいるかの質疑がなされ、市執行部からは昨年10月の調査で待機者は牛久市内で162名、グループホームでの待機者はいないとの答弁がありました。

議案第2号は、牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてであります。

本件は、介護保険法の改正により、指定地域密着型介護予防サービス事業の指定基準を地方公共団体が条例で定めることとなったことに伴い、定めるものであります。

議案第12号は、牛久市保育園設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、平成25年4月1日から奥野小学校内において、牛久市社会福祉協議会が運営する保育園が開設されることに伴い、平成25年3月31日をもって中央保育園を閉園するため改正するものであります。

審査に当たり委員からは、中央保育園が閉園になる理由、(仮称)奥野さくらふれあい保育園に派遣される職員は何人くらいかの質疑がなされました。

市執行部からは、施設が老朽化しており、要望の多い特別保育を実施することが困難であることが閉園になる一番の理由である。園長を初めとするほとんどの職員が(仮称)奥野さくらふれあい保育園に勤務する予定であるとの答弁がありました。

また、委員からは市の職員が社会福祉協議会へ派遣になり、待遇等はどうかとの質疑がなされ、市執行部からは市職員としての身分は継続しているとの答弁がありました。

議案第15号は、牛久市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、公営住宅法の改正により、市営住宅整備基準及び入居収入基準を地方公共団体が条例で定めることになったことに伴い、改正するものであります。

審査に当たり委員からは、今後の市営住宅の整備の進め方についての質疑がなされ、市執行部からは市営住宅の長寿命化計画を策定しており、鉄筋コンクリートの構造のものは補助をもらいながら残していく、木造の住宅は近い将来建てかえるとの答弁がありました。

議案第17号、平成24年度牛久市一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、国庫支出金は、子ども手当交付金の減額、児童手当交付金及び公立学校施設整備費国庫負担金の増額、県支出金は、子ども手当から児童手当への制度改正に伴う県負担金の増額計上であります。

歳出の主なものとして、民生費は子ども手当から児童手当への制度改正に伴う扶助費の減額計上であり、教育費は中根小学校体育館の耐震補強及び大規模改修の事業進捗に伴う事業費の減額計上であります。

審査に当たり委員からは、民間認定こども園「(仮称)牛久文化幼稚園」の建設がおくれている理由、社会教育施設の災害復旧補助金の内容についての質疑がなされました。

市執行部からは、民間認定こども園は幼稚園を運営しながら実施するので、仮設の園舎をつくり、既存の園舎を解体し、新しい園舎をつくるという工程となり、設計変更もありおくれているとの答弁がありました。また、災害復旧補助金は中央生涯学習センター、三日月橋生涯学習センター、奥野生涯学習センターの工事費の一部が補助対象となっているとの答弁がありました。

議案第18号、牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の歳入の主なものとして、国民健康保険税の減額計上、及び国庫支出金、県支出金は高額療養費共同事業負担金の減額計上、療養給付費交付金は退職被保険者等療養給付費交付金等の増額計上であります。

歳出の主なものとして、保険給付費は一般被保険者療養給付費の増額計上、並びに退職被保険者等療養給付費及び一般被保険者高額療養費等の減額計上であります。

審査に当たり委員からは、1人当たりの保険料が下がった理由との質疑がなされ、市執行部からは国民健康保険税減額の主な理由として、所得が減少しているのではないかと答弁がありました。

議案第22号、平成24年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金等の減額計上であります。

歳出の主なものは、保険給付費、及び地域支援事業費等の減額計上であります。

審査に当たり委員からは、認定者がふえていて介護保険料が減の理由についての質疑がな

れ、市執行部からは介護保険料が約5,000万円の減額になっているのは65歳以上の被保険者の歳出の負担割合分になっているとの答弁がありました。

議案第24号、平成24年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の歳入の主なものは、保険料の増額計上であり、歳出の主なものは、共通経費負担金の減額計上、健康診査委託料、保険料納付金、及び保険基盤安定納付金の増額計上であります。

議案第38号、平成24年度牛久市一般会計補正予算（第7号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、教育費国庫負担金は神谷小学校トイレの改修、及び学校施設環境改善交付金の増額計上であります。

歳出の主なものとして、住宅費の市営神谷住宅、及び南裏住宅改修工事費等の増額計上、教育費の小学校費は岡田小学校体育館新設工事費の増額計上、保健体育費は牛久運動公園体育館メインアリーナ、サブアリーナ照明機具更新工事、運動公園野球場改修工事等の増額計上であります。

審査に当たり委員からは、牛久運動公園野球場を改修する事業の実施設計の内容について、利用者の意見を設計に反映させながら今後も進めていくのか質疑がなされました。

市執行部からは、実施設計費はスコアボード、スタンド関係の実施設計であり、利用者の意見は今後も設計に反映していきたいとの答弁がありました。

以上、9件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第1号、議案第2号、議案第15号、議案第17号、議案第18号、議案第22号、及び議案第24号は全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

また、議案第12号及び議案第38号につきましては、賛成多数により可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（柳井哲也君） 次に、市川産業建設常任委員長。

平成25年3月25日

牛久市議会議長 柳 井 哲 也 殿

産業建設常任委員会

委員長 市 川 圭 一

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 議決の結果 |
|--------|--|-------|
| 議案第3号 | 牛久市道路標識の寸法に関する条例について | 原案可決 |
| 議案第4号 | 牛久市移動等円滑化のための市道の構造に関する条例について | 原案可決 |
| 議案第5号 | 牛久市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例について | 原案可決 |
| 議案第6号 | 牛久市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について | 原案可決 |
| 議案第7号 | 牛久市公園条例について | 原案可決 |
| 議案第8号 | 牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について | 原案可決 |
| 議案第13号 | 牛久市クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第14号 | 牛久市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 議案第17号 | 平成24年度牛久市一般会計補正予算（第6号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ | 原案可決 |
| 議案第19号 | 平成24年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 |
| 議案第20号 | 平成24年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 |
| 議案第21号 | 平成24年度牛久市小規模水道事業特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 |
| 議案第23号 | 平成23年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 |
| 議案第33号 | 牛久市道路線の認定について | 原案可決 |
| 議案第34号 | 牛久市道路線の路線変更について | 原案可決 |
| 議案第35号 | 土地取得について | 原案可決 |
| 議案第38号 | 平成24年度牛久市一般会計補正予算（第7号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ | 原案可決 |
| 議案第39号 | 平成24年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） | 原案可決 |

〔産業建設常任委員長市川圭一君登壇〕

○産業建設常任委員長（市川圭一君） 産業建設常任委員会委員長審査報告を行います。

平成25年3月8日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る3月21日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第3号は、牛久市道路標識の寸法に関する条例についてであります。

本件は、道路法の改正により、市道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識、並びにこれらに附置される補助標識の寸法の基準を地方公共団体が条例で定めることとなったことに伴い、定めるものであります。

審査に当たり委員からは、市道の管轄は都市局、道路局に分かれるが、どちらも同様なのか、今後市独自の道路表示をつくる計画があるかについて質疑がなされ、市執行部からは標識は市内一律で考えており、国の基準どおり行うとの答弁がありました。

議案第4号は、牛久市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する条例についてであります。

本件は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正により、特定道路の新設または改築を行うときの道路の構造の基準を地方公共団体が条例で定めることとなったことに伴い、定めるものであります。

審査に当たり委員からは、特定道路に既存の道路は該当するのか、道路の段差の解消等について質疑がなされ、市執行部からは国の承認を得たものが特定道路の指定となり、既存道路は該当しない。道路の段差解消は、駅の周辺など集客をする場所から行っていくとの答弁がありました。

議案第5号は、牛久市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例についてであります。

本件は、道路法の改正により、道路の技術的基準を地方公共団体が条例で定めることとなったことに伴い、牛久市が管理する市道の技術的基準を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、歩道幅員のやむを得ない場合の具体例、必要に応じて植樹帯を設けることについての質疑がなされ、市執行部からは計画道路の一部で歩道の幅員を確保できない場合を想定している。街並みを考慮して植樹帯を設けることでの制定であるとの答弁がありました。

議案第6号は、牛久市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例についてであります。

ます。

本件は、河川法の改正により、準用河川の管理上必要とされる技術的基準を、地方公共団体が条例で定めることとなったことに伴い、牛久市が管理する準用河川の技術的基準を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、この条例により管理する河川について、堤防上の利用はどうかとの質疑がなされ、市執行部からは管理する河川は結束川等6河川であり、堤防の利用は機能を損なわなければ問題がないとの答弁がありました。

また、委員からは河川の計画高水位について、堤防ののり面は全部芝で覆うことで十分かの質疑がなされ、市執行部からは流入先が牛久では小野川、稲荷川となり、計画高が決まってくる。堤防ののり面は構造上問題があれば、芝以外で補強するとの答弁がありました。

議案第7号は、牛久市公園条例についてであります。

本件は、都市公園法の改正に伴い、牛久市都市公園条例の全部を改正し、都市公園の規模及び配置基準を定め、あわせて都市公園以外の公園について備蓄倉庫等の施設の設置及び管理、占用等に関する手続を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、住民1人当たりの面積など、この条例に沿った形で牛久市では対応できるかの質疑がなされ、市執行部からは国の基準に近づけるよう目標を立て、計画をしていくとの答弁がありました。

議案第8号は、牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についてであります。

本件は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正により、都市公園における公園施設のバリアフリー化の基準を地方公共団体が条例で定めることとなったことに伴い、定めるものであります。

審査に当たり委員からは、特定公園施設として定める公園があるか、リハビリを兼ねた遊具も含めて設定していくのかとの質疑がなされ、市執行部からは現在12施設が対象となっており、高齢者に対応した健康遊具を優先に設置していきたいとの答弁がありました。

議案第13号は、牛久クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、地方公共団体が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格要件を、地方公共団体が条例で定めることとなったことに伴い、改正するものであります。

議案第14号は、牛久市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例についてで

あります。

本件は、本条例の有効期限が本年3月31日をもって満了することから、当該条例の有効期限を5年間延長するため、改正するものであります。

審査に当たり委員からは、期間を延長する必要性についての質疑がなされ、市執行部からは延長して緑地の緩和措置をすることは、企業誘致には有効な策と考えているとの答弁がありました。

議案第16号は、牛久市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、下水道法の改正により、公共下水道施設の技術的基準を地方公共団体が条例で定めることとなったことに伴い、改正するものであります。

議案第17号は、牛久市一般会計補正予算第6号についてであります。

歳入の主なものは、農林水産業費県補助金の減額、特別会計繰入金の減額であります。

歳出の主なものとして、衛生費は放射能対策における事業費の減額計上、及び生ごみ堆肥化事業における収集、処理委託料の減額計上、土木費は市道8号線及び市道の改良舗装の減額、田宮西近隣公園整備事業費の減額計上であります。

審査に当たり委員からは、東京電力賠償金の積算根拠について、放射能対策では幼稚園、保育園、小中学校の庭での基準値の考え方についての質疑がなされました。

市執行部からは、東京電力賠償金は焼却灰の処分先が放射能の数値により2カ所に振り分けたための差額分の費用であり、幼稚園、保育園、小中学校の庭での基準値については、国の補助金の該当する範囲で除染活動を行っていききたいとの答弁がありました。

また、委員からはごみの排出量について、除染作業の減額分を他に振りかえることについての質疑がなされました。

市執行部からは、ごみの排出量の推移について平成18年が一番多く、それ以降少しずつ減少しているが、平成23年は東日本大震災の影響でふえている。除染作業については、計画に基づいて実施しての減額であり、大きな振りかえはないとの答弁がありました。

議案第19号は、平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入の主なものとして、使用料及び手数料の下水道使用料の減額、国庫支出金は汚水分の下水道災害復旧事業負担金の増額計上、市債は公共下水道事業債の減額計上であります。

歳出の主なものは、下水道施設維持管理費の減額計上、及び東日本大震災災害復旧費の増額計上であります。

審査に当たり委員からは、受益者負担金の減額、区域外流入負担金、霞ヶ浦流域下水道維持管理負担金についての質疑がなされました。

市執行部からは、受益者負担金は徴収率が落ちていることから減額、区域外流入負担金は下水道区域外から流入したい場合にかかり、霞ヶ浦流域下水道維持管理負担金は汚水量により変動するとの答弁がありました。

議案第20号は、平成24年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入の主なものは、販売手数料の減額計上であり、歳出の主なものは市場運営費の減額計上であります。

議案第21号は、平成24年度牛久市小規模水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入の主なものは、小規模水道維持管理基金繰入金の減額計上、及び前年度繰越金の計上であり、歳出の主なものは一般管理費の増額計上であります。

議案第23号は、平成24年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入の主なものは、企業誘致事業等推進基金繰入金の減額計上、及び前年度繰越金の増額計上であり、歳出の主なものは一般管理費の増額計上、及び一般会計繰出金の減額計上であります。

議案第33号は、牛久市道路線の認定についてであります。

本件は、開発行為による12路線、道路整備事業による13路線、計25路線を認定するものであります。

議案第34号は、牛久市道路線の路線変更についてであります。

本件は、道路整備事業による7路線を路線変更するものであります。

議案第35号は、土地取得についてであります。

本件は、田宮西近隣公園及び調整池整備事業に伴い、公園用地及び調整池用地を取得するものであります。

審査に当たり委員からは、市長の親類の土地購入について、都市計画決定の際に該当する親類の土地を外すべきだったのではないかの質疑がなされました。

市執行部からは、都市計画決定された事業用地の中に親類の方が土地を取得しており、買収の対象となった。環境を保全する中で計画区域を決定しており、市長の親類の土地だけを除外することは当初から考えていなかったとの答弁がありました。

議案第38号は、平成24年度牛久市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入の主なものは、土木費国庫補助金の牛久駅東口ロータリーの改修、及び市道の改良舗装などに伴う社会資本整備総合交付金の増額計上であります。

歳出の主なものとして、土木費の道路橋梁費は市道1号線改良舗装工事、猪子踏切改修工事、市道6号線等の道路改良舗装工事、都市計画費は牛久駅東口ロータリー改修工事等の増額計上であります。

審査に当たり委員からは、駅東口の工事の必要性、公共工事の経済的効果についての質疑がなされました。

市執行部からは、駅東口は牛久駅という交通の結節点の場所で、にぎわいをつくることを目標としていろいろな手段を講じていく手段と捉えている。大型補正の経済的効果としては、補助金の裏負担分の7割以上が臨時交付金として交付され、牛久市にとっては計画の前倒しができ、財政的に非常に効果的であるとの答弁がありました。

議案第39号は、平成24年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入の主なものとして、国庫支出金の国庫補助金は防災安全社会資本整備総合交付金の増額、市債は雨水及び汚水分の公共下水道事業債の増額計上であります。

歳出の主なものは、下町ポンプ場の改築工事、上町排水区の雨水管渠布設工事、並びに田宮地区の雨水及び汚水管渠布設工事費の増額計上であります。

以上、19件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第3号ないし議案第8号、議案第13号、議案第16号、議案第19号ないし議案第21号、議案第23号、議案第33号、議案第34号及び議案第39号は、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第14号、議案第17号、議案第35号、及び議案第38号につきましては、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（柳井哲也君） 次に、山越予算特別委員長。

平成25年3月25日

牛久市議会議長 柳 井 哲 也 殿

予算特別委員会

委員長 山 越 守

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 議決の結果 |
|--------|--------------------------|-------|
| 議案第25号 | 平成25年度牛久市一般会計予算 | 原案可決 |
| 議案第26号 | 平成25年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第27号 | 平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第28号 | 平成25年度牛久市青果市場事業特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第29号 | 平成25年度牛久市小規模水道事業特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第30号 | 平成25年度牛久市介護保険事業特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第31号 | 平成25年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第32号 | 平成25年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算 | 原案可決 |

〔予算特別委員長山越 守君登壇〕

○予算特別委員長（山越 守君） 予算特別委員会委員長審査報告を行います。

平成25年3月8日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、

議案第25号 平成25年度牛久市一般会計予算

議案第26号 平成25年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算

議案第27号 平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計予算

議案第28号 平成25年度牛久市青果市場事業特別会計予算

議案第29号 平成25年度牛久市小規模水道事業特別会計予算

議案第30号 平成25年度牛久市介護保険事業特別会計予算

議案第31号 平成25年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算

議案第32号 平成25年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算

以上の8件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月1日、11日、13日、14日の4日間にわたり委員会を開催し、(仮称)奥野さくらふれあい保育園、市道23号線、刈谷川調整

池の3カ所の現地視察を行うとともに、11日、13日、14日の3日間は市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

歳入について委員からは、個人所得が落ち込む状況の中、平成24年度当初予算額との比較において、個人市民税が減額計上となる一方、法人市民税は増額計上となっており、軽自動車税やたばこ税も増額計上となっているが、今後の税収の見通しについての質疑がなされ、市執行部からは個人市民税の均等割はひたち野うしく地区の人口増に伴う増収を見込んでいるが、所得割については現在の社会情勢から減収の見込みであることから、個人市民税については減収の見込みであり、法人市民税は一部の大企業において今年度の業績が良好であったため、増収を見込んでいる。また、軽自動車税は二輪車の登録台数は減少傾向であるが、四輪車の平成24年度の登録台数が1万1,409台であり、平成23年度から601台が増加した実績から、平成25年度はさらに500台の増加を見込んでの増額計上であり、たばこ税は税率が変更され、従来は茨城県の税収としていた税の一部が市に移管されることに伴い、約6,000万円の増収見込みであるとの答弁がありました。

歳出について委員からは、老朽化した市営住宅に対する長寿命化計画を含めた今後の対応についての質疑がなされ、市執行部からは市営住宅は木造と鉄筋コンクリート構造のものがあり、今現在で最も古い住宅は昭和30年に建築されたもので、老朽化が進んでいる。このような状況を踏まえ、先般策定された長寿命化計画において神谷、南裏、南裏第2、前山住宅については今後10年間で計画的に大規模改修を行いながら、長寿命化していく方針であるが、猪子、新山、落合、新町住宅についてはいずれも木造または簡易な耐火住宅であるため、将来的には建てかえが必要であると考えているとの答弁がありました。

また、平成25年度から始まる民地の除染方法や、除染場所の選定についての質疑がなされ、市執行部からは平成25年度は500世帯分の除染費用を予算計上しているが、具体的除染方法や除染場所の選定については決定していない。環境省から示されているガイドラインに基づいて、雨どいの下を中心に除染が進められていくと考えている。また、除染場所の選定については、昨年8月に車に測定器を積んで走行しながら空間線量率を測定する走行サーベイを実施しており、測定結果について公表をしている。この測定結果をもとに地区を選定し、除染作業に着手していきたいと考えているとの答弁がありました。

以上、主たる経過について報告をいたしました。3日間にわたり全委員の発言のもと、活発な質疑がありましたこともあわせて御報告いたします。

付託されました案件につきまして審査の結果、議案第27号ないし議案第29号及び議案第31号は全会一致により、議案第25号、議案第26号、議案第30号及び議案第32号は賛成多数により、いずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定をいたし

ました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（柳井哲也君） 3番尾野政子君。

○3番（尾野政子君） 先ほど委員長報告させていただきましたけれども、1カ所朗読に誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思います。2ページの7行目、「市税は個人市民税の減額計上」と本文にありますように、私は「増額計上」と朗読したようですので、訂正をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（柳井哲也君） 以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑でお願いいたします。ございますか。13番黒木のぶ子君。

〔13番黒木のぶ子君登壇〕

○13番（黒木のぶ子君） 総務常任委員長にお尋ねいたします。

議案第38号一般会計補正予算ですが、田宮町に設置されます飲料水兼用耐震性貯水槽の建設ですね、これにつきましてあの場所は質疑のときにも質問いたしましたが、両面Y字の部分で大変危険であるということは、地域の人たちも私もその辺は十二分に認識している場所なので、この危険と思われる場所にどうして設置するのか、執行部の説明はどのようにされたのかということをお伺いしたいと思います。2年前3、11の給水車、あのときもすごい人が並んでいました。今田宮に今後設置されます。あの場所、人のたまり場というかそういうところもないような三角のところなので、その辺についてちょっと市民の立場から委員長にぜひ執行部の答弁に対するものをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（柳井哲也君） 尾野総務常任委員長。

○総務常任委員長（尾野政子君） それでは、黒木議員の質問にお答えさせていただきます。

この議論はなされました、確かに。動線の通りが、執行部のほうといたしましては動線の通りは今度荃崎に抜けていくという道路もできるので、交通量が減るのではないかと。今まで以上に動線がふえていく、今まで以上に動線がふえているということで、そのような説明はございました。ですので、答弁に関しては一応審査の経過と結果について、委員長はこの役割というふうにかけておりますので、一応この部分については今ちょっとメモしているところだけ報告させていただいたんですけれども、そういう状況なのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（柳井哲也君） 13番黒木のぶ子君。

〔13番黒木のぶ子君登壇〕

○13番（黒木のぶ子君） 再度質問したいと思います。

どのように、議員として市民の安全を考えた上で執行部に質疑がされたのかということ、ちょっと言葉が足らなかったかもしれません。その辺についてされたかされないのかということをお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（柳井哲也君） 尾野総務常任委員長。

○総務常任委員長（尾野政子君） それでは、再度黒木議員の質問にお答えいたします。

非常に田宮の防災広場、今度飲料水のタンク、防災広場が設置されて、そこに飲料水を設置する場所というのは、非常に今までは渋滞するところであって、交通渋滞があるところなので、そういう場所の選定にどうしてそういうところを選定されたのかということ、そういうふうに委員が質問はされておりました。以上です。

○議長（柳井哲也君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、議案第25号、26号、30号、32号についての反対討論を行います。

昨年の総選挙で、再び自公政権となりました。安倍政権は、選挙公約にデフレからの脱却を掲げ、日銀に対し物価上昇率2%目標を押しつけ、それを推進するための総裁人事も進めてきました。金融緩和からの期待、投機を呼び込み、急激な円安をつくり出しています。自動車関連の輸出産業などの株価が値上がりしており、為替差益による増収見込みなど、個人投資家や外国人投資家などが今がチャンスとばかりに市場に参入しているのが実態です。

日本経済は、1980年代後半から1990年初めにバブルを経験し、低迷し続けてきました。実体経済を反映しない危うい株式市場に、警鐘を鳴らす経済評論家もいます。国民の暮らしにとっては、輸出関連のガソリン、灯油価格の高値が生活を直撃しています。さらに、昨年の不作により既に値上がりしている小麦、大豆などの輸入価格が円安で上昇することで、パン、うどん、豆腐などの食品価格への影響が心配され、4月からは電気・ガス料金の値上げなど、値上げラッシュです。

こうしたもつで、私どもはかねてから、物価引き上げ目標ではなく賃上げ目標をとという、賃金を上げて国民の所得をふやさなければ、景気回復もデフレ打開にもつながらないと主張してきました。その方法は、大企業の内部留保を活用することについて、2月8日に行われました衆議院の予算委員会での笠井 亮議員の質問でも明らかのように、政府も企業に対して望まし

いと口にするような状況も生まれ、一部企業の賃上げの動きにもつながり、政治と社会を動かしております。

しかし国家公務員給与の削減が、地方公務員にも7月より7.8%の削減が求められるなど、民間給与と地域経済に及ぼす影響ははかり知れません。さらに、日本経済を支える中小企業にとっては厳しい状況が続いており、民間と公務員、正規と非正規、若者と高齢者などを対立させる構図や労働者を分断させる状況が作り出されているのではないのでしょうか。

2013年度の国の予算は、安倍内閣が15カ月予算と言っているように、2012年度の大規模補正予算と2013年度を一体で見えていかなくてはなりません。4年ぶりに歳入43.1兆円が借金42.9兆円を上回ったと宣伝をしています。しかし、5.5兆円の建設国債の発行を公共事業の支出とともに2012年度補正予算に回したにすぎません。今回の予算は財政健全化を言いつつ、公共事業・防衛予算を充実する一方で、生活保護基準引き下げ、地方公務員給与引き下げの2つが予算の大きな特徴となっています。公共事業とそのための借金を、補正予算で増額前倒ししながら、新年度予算だけを切り離して、あたかも財政健全化に向けて財政比率を保ったかのような粉飾をしていることに、注視していかなくてはなりません。

国民の暮らしを守るという点から見ても、極めて不十分な予算案になっております。

そのような中で、国の大規模な経済対策によって、2012年の補正予算の計上、2013年、2014年の事業の前倒しを計上し、下水道特別会計を合わせて、牛久市の補正予算は約23億円にも上っています。説明では、「元気臨時交付金を活用しながら、市の負担を最小に」とのことですが、市債の発行もあり、後年度の元利償還に交付税措置すること、実際には自治体を公共事業の拡大に誘導する仕組みとなっており、このような国の進め方には疑問を持たざるを得ません。

牛久市の2013年度予算編成について、2012年度と同額で、一般会計歳入歳出予算は約227億5,000万円で編成されております。歳入の根幹をなす市税収入は歳入合計の50%に当たり、対前年比2%減、約2億4,000万円の減少となっております。市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、たばこ税があり、市税収入の90%は市民税、固定資産税、都市計画税が占めております。牛久市も、団塊世代の退職により超高齢化社会を迎えております。市民税では、個人所得の減少、地価下落の影響で都市計画税、固定資産税が減少している状況です。

歳出については、放射能対策の実施、かっぱ号のルート変更と車両の購入、長年の住民要求でありました狹隘道路、危険な交差点の改良と歩道の整備など、雨水対策が予算化をされており、全てに反対するものではありません。

しかし、ハートフルクーポン事業の助成では2012年度からクーポン券の取り扱いが商

工会から市観光協会に変わり、水戸市でさえ3億円の発行額が6億円となりました。税金の投入額も増加する一方で、地域経済の活性化になっているか、ただ発行額をふやせばいいというものではありません。今後の事業展開と効果についても、検証していくことが求められます。

雨水排水整備について、調整池の用地買収・整備が進められております。土地購入が先でありきではなく、雨水対策には先進地から学び、浸透ますなどの設置などを行い、貴重な税金は市民の福祉の向上にこそ使うべきと考えます。

子育て日本一を掲げる牛久市ですが、保育園の待機児童解消に向けて市立保育園2園が開園する予定です。公立は6園でしたが、中央保育園が廃止となり5園になります。民間保育園は、国や県からの施設運営に財政措置がされておりますが、公立保育園にはないことで、公立と民間を対比させています。しかし、今後民間保育園は経営難となれば、運営から手を引いてしまうかもしれない、このような不安を抱えております。子供たちの育ちを支える公立保育園での役割があると考えます。

中学校卒業までの医療費の完全無料化の試算では、約6,500万円で実現することがわかりました。県内でも、4つの自治体で完全無料化が実施をされております。子育て支援には保育園、広場事業の整備だけではなく、可処分所得が減っている若い世代にとって、お金の心配がなく医療機関を受診できる支援こそが急がれます。

国民健康保険については、自営業者や農業者だけでなく、無職の加入者が年々増加をしています。しかし、保険料が高いために滞納者も増加をしています。現在の減免制度だけでは、対応がとり切れていません。市でも要綱をつくり、資格証明書や短期保険証などは発行せず、全ての被保険者に保険証を発行すべきです。市独自の減免制度の実施は、喫緊の課題と考えます。

介護保険については、地域の介護基盤整備のかなめである特別養護老人ホームの待機者は約160名となっております。特養入所までの受け皿として、小規模多機能型の施設整備が進んでいますが、介護保険は施設や在宅の介護サービスを充実させると、3年ごとに保険料の値上げにつながってまいります。超高齢化社会を迎え、高齢者の生活を支える介護保険を充実するため、介護予防に力を入れるとともに、被保険者の保険料、利用料の減免制度の拡充は急務です。

後期高齢者医療については75歳以上が加入する保険ですが、高齢者だけを別仕立てに市、県広域連合での運用には当初から廃止を求めていたものです。現制度を温存することは、国民に対する裏切り行為と考えます。

以上、市民の暮らしを支える予算になっているか、精査をすれば不十分だと指摘せざるを得ません。よって、議案第25号、26号、30号、32号について反対をするものです。委員各位の御賛同を心から訴えまして、反対討論といたします。

○議長（柳井哲也君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。12番須藤京子君。

〔12番須藤京子君登壇〕

○12番（須藤京子君） それでは、議員提出議案第1号牛久市パワーハラスメント防止条例について、賛成の立場から討論を行います。

職場におけるパワーハラスメントは、今や社会問題として顕在化し、都道府県労働局への相談も増加傾向にあります。こうした状況を放置できないとして、厚生労働省では各界有識者で組織された「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」を開催し、（1）現状と取り組みの必要性、（2）予防・解決すべき行為、（3）取り組みのあり方などの議論が重ねられ、昨年3月提言が取りまとめられました。

円卓会議がまとめた提言では、「今、職場で傷つけられている人がいる」と問題の存在を明らかにし、こうした問題を放置すれば仕事への意欲や自信を失い、心身の健康や命すら危険にさらされる場合があり、職場のパワハラをなくそうと訴え、そのための予防や解決に向けた取り組みを求め、提言は働く人の尊厳や人格が大切にされる社会をつくっていくための第一歩と、それぞれの立場からの行動を呼びかけております。

こうした提言を受けて、厚労省は実態調査に乗り出し、その結果を踏まえ予防解決に向けた社会的機運を醸成するための周知・啓発を行うとともに、その取り組みに対する支援等の施策を実施すると言われております。地方公共団体でも、こうした状況を看過できないとして、各地でパワハラ防止の要綱や指針の整備が行われております。

牛久市でも、昨年9月の定例議会で、牛久市役所でのパワーハラスメント防止規定の設置を求める決議が採択されました。これは、市役所常勤職員に心の病による療養休暇の取得が増加している現状を放置せず、市民に対する公共サービスの質を向上させるため、何らかの対策を講じる必要があるという認識のもと、まザルールづくりを求めたものであります。しかし、残念ながらこの決議に対し、議会の意思を尊重する取り組みが行われた形跡はありません。そこで、今回議員提案による条例案が提出されたのです。

厚労省のホームページに開設されたポータルサイト「明るい職場応援団」には、「パワハラは誰にでも起こり得る問題で、決してあってはならない行為が存在している社会は、変えなければいけません。人の尊厳は、どのような状況であっても守らなければならないのです」と、なぜパワハラ対策をしなければならないかを明らかにしております。

牛久市では、市長がさまざまな政策で日本一を目指すべく、市政運営に当たっておられます。そうした市長の姿勢を後押しする意味でも「人権尊重日本一のまち」を目指し、他の自治体に先駆けパワーハラスメント防止条例を制定し、その範を示していこうではありませんか。

議員各位の御賛同を心よりお願いし、賛成討論といたします。

○議長（柳井哲也君） 次に、原案反対の方の発言を許します。17番田中道治君。

〔17番田中道治君登壇〕

○17番（田中道治君） ただいまのパワーハラスメント防止条例制定に関して、反対討論を行います。（「賛成したよね」の声あり）ちょっと待って。

○議長（柳井哲也君） 静粛をお願いします。

○17番（田中道治君） 不規則発言をしないでくれ。失礼だぞ。

○議長（柳井哲也君） 静粛をお願いします。

○17番（田中道治君） 議員提出議案第1号牛久市パワーハラスメント防止条例について、反対の立場から意見を陳述いたします。

まず反対の理由であります。先ほど総務常任委員会からの報告もありましたが、一部でありました。私はこの条例案を見て、自分が読んだ全てについて判断して、そして反対の理由を述べます。したがって、若干時間が長くなることを御容赦願います。

1点は、パワーハラスメントの定義についてであります。第2条に、「職員の就業環境と就業意欲を悪化させ」との規定がありますが、どのような場合に職員の就業意欲を悪化させるのか、具体的ではありません。また、パワーハラスメントとは本人が職員の就業意欲を悪化させたと思ったとしても、単純にパワーハラスメントと認定されないこともあり、本人がその行為を不快に思うパワーハラスメントとは異質かつ次元の異なるものであるからであります。

加えて、職員の定義についてであります。条例案では「雇用の形態を問わず、牛久市役所に働くすべての者」と規定していますが、業務を委託している民間業者なども職員に含まれるのかどうか不明確であります。

2点目は、第2条及び第3条の規定についてであります。第2条に規定している「定義」と第3条に規定している「態様」との違いが不明瞭であります。文学的な表現としてはわかりませんが、あるいは条例も法律ですので、法律的な観点からするとこんな不明な表現はありません。加えて、「職員の就業環境を悪化させ」、「常識を逸脱する強要」と規定しておりますが、どのような場合にこれらに該当するのか明らかではありません。また、常識は人によって異なるのであります。3点目は、たしか牛久市では職階制はとっていないと思います。これは、職階制をとっているのは地方公務員法第23条の規定により、人事委員会を置く地方公共団体であると理解していますが、いかがでしょうか。この点は、この条例を提出しようとしている議員の思い違いでしょうか。

第3点目は、第5条の規定にある「所属長」の定めですが、「所属長」は課長のみを示すのか、それとも室長や部長、それから市長は含まれないのか、明確でないことでもあります。

4点目は、第6条に関してであります。この条例案には、「事実関係確認後、相談員は審査

委員会に委任する」と規定しておりますが、何を委任するのか明確ではありません。また、相談員が委任し、開催要求をすることができるのか、地方自治法第138条の4第3項に規定する機関になる場合の開催要求は必要ではないのですか。この点も、明確ではありません。

加えて、相談窓口の責任者は相談員が互選で決定すると規定しておりますが、任命権者である市長が決定するのでなければ、条例の趣旨にそぐわないのではないのでしょうか。

5点目は、審査委員の位置づけ等についてであります。まず審査委員の位置づけとして、相談員の下部組織とすることには矛盾があるのではないのでしょうか。次に、審査委員会に相談窓口の責任者がメンバーになっていますが、相談員と審査委員はそれぞれ別な位置づけとなり、重複することになりはしないのか。3つ目は、委員に医師または臨床心理士を委嘱すると規定しておりますが、報酬条例の上程及び予算措置の規定が見当たりません。昭和35年9月25日の行政実例によると、議会の議員が予算を伴う条例等を提出する場合には、地方自治法第22条の規定を尊重し、執行機関と財源の見通しを得る必要があると規定されておりますが、この規定を御存じないのでしょうか。4つ目は、パワーハラスメントを審査会で審査するに当たり、その評定を票決により決定するようなことをしてもよろしいのでしょうか。

6点目です。疑問点が3件あります。1つ目は、パワーハラスメントに該当すると認定した場合罰則を適用すると規定しておりますが、この条例案ではどの規定に違反しているのか明確ではありません。2つ目は、規則等に罰則の内容を委任できるものではないと承知しておりますが、いかがでしょうか。地方自治法第15条第2項の規定によって、規則で過料を設けることはできますが、過料の対象となる職員は市長部局のみであり、その他の行政委員会に属する職員に適用することはできないはずであります。いかがでしょうか。3つ目は、パワーハラスメントと認定し罰則を適用した場合には、その認定内容により当該職員は懲戒処分になり、最も重い処分は免職であります。しかも、条例案にはパワーハラスメントとして訴えられた者の弁明の機会すら与えられず、そのような条文もありません。この条例の上程者及び賛成者は、以上のことを承知して上程及び賛成したのでしょうか。

以上申し上げましたように、この条例案は気に入らない者をおとしめる目的で上程しようとしているとしか理解できません。提案者及び賛成者みずからの論理矛盾を露呈しているとしか思えません。

最後に申し上げておきますが、私はパワーハラスメントは行われることがあってはならないと思っています。パワーハラスメントには反対です。このような内容の条例には、申し上げたような理由及びパワーハラスメントの定義等が情緒的な内容の条例案だと思料し、かつ内容が拙劣であると思ひ、この内容の条文で可決するのであれば牛久市議会の知的レベルの低さを広く知らしめることになり、後世に恥をさらすことになるからであります。したがって、反対い

たします。

なお、過日開催された議会での私の反対する趣旨の質問に対して、聞き取りがたいとの嫌がらせ的な言葉を言い放つ議員がおりましたが、逆に聞きたいものです。その議員の私に対するあの「聞き取りにくい」という趣旨の言葉は、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントには該当しないのでしょうか。このいわゆるパワハラ条例に賛成する議員の皆さんにもお聞きしたいものです。

加えて賛成者にも質問を行ったのですが、何の答弁もありませんでした。これは、日ごろ議会制民主主義を大きな声で叫んでいることに対する御自分自身の否定ではないでしょうか。都合の悪いことには聞こえなかったとか、聞き漏らしたとか、滑舌が悪いとか言って、結果として逃げるひきょうな言動であります。

さきに行った私の質問に対して、内容が多岐にわたっていたので最初の内容はともかく残りの内容はメモをとれなかったという趣旨の答弁がありました。議長から「後ほどテープ起こしをして、反対意見の内容を確認してからにしてもいいですか」との助け船を、当該条例案を提出した議員に出してくれました。私は不満でしたが、それでもやむなく了解しました。しかし、その後も事務局でのテープ起こしをした様子もなく、私に対して恐縮だったとの挨拶も一切ありません。非常に失礼であります。

また、提案した会派の議員から、その議場で私に「滑舌が悪い」という批判の声がありました。私は、他の議員に「そう言われたが、聞き取りにくかったか」と聞いたら、「いや、よく聞こえた」という返事でした。その議員は、自会派の議員から出された条例案に対して、それをかばうために、反対質問をおとしめるための言葉だったのではないですか。私に対して「滑舌が悪い」という批判を行った人物の会派に所属する議員が行う質問の滑舌が悪くても、同じ質問の内容を長々と行っている、私は黙って聞いてあげております。この条例案の賛成者に対しても、当初同じ質問をしたのでありますが、何の答弁も弁明もありませんでした。これも不思議なことでもあります。

結論を申し上げますと、こんなみっともない条例案は一旦提出を考え直して、再度内容を精査して上程し直すべきであると思います。将来、牛久市議会がこんな程度の悪い内容の条例案を提出したのかと、後世に笑い物にされてしまいます。パワーハラスメントに賛成するものとして、あえて苦言を呈するものであります。

以上、反対意見を陳述いたしました。今までこの条例案に賛成しようと思っていた議員の皆様は、考えを変えると信じております。よもや安易に賛成にせず、慎重にかつ冷静な判断を期待いたしまして、私の反対討論を終わります。仮にこの議場の全員が賛成しても、この賛成した議員の議会制民主主義の理解の程度を推しはかることができます。私は、もう一度言いま

す。全員が賛成しても、私は反対します。御清聴ありがとうございました。

○議長（柳井哲也君） 討論途中であります、ここで暫時休憩いたします。再開は11時45分といたします。

午前11時33分休憩

午前11時45分開議

○議長（柳井哲也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） 先ほどの私の反対討論の中で、金額を間違えて発言をしてしまいましたので、取り消しをお願いします。2012年度の補正予算、牛久市の下水道特別会計を合わせて約23億円のところを、23兆円と発言をしてしまいましたので、23億円に訂正をお願いいたします。以上です。

○議長（柳井哲也君） それでは、討論を継続いたします。

次に、原案賛成の方の発言を許します。21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 議員提出議案第1号牛久市パワーハラスメント防止条例案に対する賛成討論を行います。

まず、なぜこのような条例案が提出されなければならないのかという点を、よく考えていただきたいと思います。厚生労働省の相談窓口が設置されて、年間に寄せられている相談件数は約9万件となっております。そのうち、職場のいじめや嫌がらせに関するものが24%と、大幅にふえています。このことについて厚労省は、社内に窓口の設置が進んでいないことが、いじめ・嫌がらせ相談の増加につながっているのではないかと分析をしています。つまり、果たして職場に相談窓口があっても、相談に来る人がいるだろうかなどと疑問も寄せられておりましたが、窓口があることが何よりもパワハラを抑止力になると考えられます。

民間・公務労働を問わずパワハラが横行していることは、何としてもストップさせなければなりません。パワハラが横行するような市役所に、質の高い公共サービスを期待することはできません。近隣的美浦村においては、美浦村の都市計画課で上司から暴行やパワーハラスメントを受けたとして、男性職員が上司と村を相手に約300万円の損害賠償を求めた控訴審の判決公判が13日にありました。東京高裁で美浦村に110万円の賠償支払いを命じたと、報道されております。

牛久市ではこのようなことはないと思いたいのですが、今年度の退職者の勧奨退職者が10

名に及ぶと聞きます。本来なら、公務員という職種は生涯働きたいと願うのではないのでしょうか。理由が全てパワハラとは言いませんが、大いに疑問を感じるどころです。そして、あちこち穴があいたように、必要に迫られた職務ができない職場となっていて、市民ニーズに対応できなくなっているのではないのでしょうか。議員の皆さんは、そうした状況を見て見ないふりをするのでしょうか。少しでも市民のために働きやすい職場、人間として尊重される人間関係がなければ、モチベーションを高め、市民に対しても心から人を尊重した仕事をするのは無理になります。

また、議会はチェック機能を果たすことが役割です。多くの市民から負託を受けて発言をしています。職員の立場とは違うことは十分御承知のことと思いますが、一部混同した発言も見られています。もし議員が発言しなければならぬことも言えず、はっきり発言することを控えることになれば、地方自治法も議会の役割も必要性もなくなることになるでしょう。

これらの点も十分考慮の上、議員各位の皆様には牛久市パワーハラスメント防止条例案に御賛同くださいますよう心よりお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（柳井哲也君） 次に、原案反対の方の発言を許します。9番諸橋太一郎君。

〔9番諸橋太一郎君登壇〕

○9番（諸橋太一郎君） 議員提出議案第1号牛久市パワーハラスメント防止条例について、反対の立場から討論いたします。

正当な叱責であれ、人によってはストレスを感じ、パワハラとして受け手の誤解によりとられかねません。市役所においてはパワハラになることを恐れ、必要でかつ正当な叱責や注意ができなくなるということは、職員の意識の統一が図れなくなり、逆に市民サービスの低下につながりかねません。地方自治法と整合性のとれていない点もあり、このような条例に賛成することはできません。

委員会で見直すべき点を指摘したところ、ある委員から「文言等を挙げて、ここの部分では等、多少おありと思います。小さな目で見っていくと、条例の意味を見失うのではないか」という発言がありました。ふだん小さな小さな点を指摘している人の言葉かと、私は耳を疑いました。整合性のとれていない点は、果たして小さなことなんでしょうか。この条例は見直すべき点が多々あり、条例として成り立っていないと私は判断し、反対をいたします。

議員各位の常識的な判断をお願いし、私の反対討論といたします。以上です。

○議長（柳井哲也君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。13番黒木のぶ子君。

〔13番黒木のぶ子君登壇〕

○13番（黒木のぶ子君） 議員提出議案第1号牛久市パワーハラスメント防止条例について、賛成討論をします。

職場で上司や先輩から、指導や注意と称して不適切な指導や注意が範囲を超えた場合、応酬不可能な職場関係の中で大変強いストレスが発生し、「自分はだめな人間だ」「人生の敗北者」だと気に病み、または職場から逃避したくても家族の生活を考え、経済の不安から退職もままならず、精神的な重篤なスパイラルに入ってしまう。その結果、長期欠勤となっていく、その間の給料、補償やその人の労働力、医療費などのリスクが発生し、そのリスクは市民の負担であり、そしてまた医療費等は税金から賄われるわけであります。

組織は人なりと言いますから、個性の尊重と信頼によって人と人との関係性の中で、萎縮せず仕事が生き生きとできる、働きやすい職場環境づくりの一助としてこの条例が役に立てばと考え賛成討論をいたしますが、ぜひ常識ある議員の皆様、御賛同をいただきたいと思っております。

○議長（柳井哲也君） 次に、原案反対の方の発言を許します。22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄登壇〕

○22番（利根川英雄君） 今定例会に提案をされました議案第9号牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について、議案第10号牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第11号牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第12号牛久市保育園設置条例の一部を改正する条例について、議案第14号牛久市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について、第17号平成24年度牛久市一般会計補正予算、議案第35号土地取得について、議案第38号平成24年度牛久市一般会計補正予算について、反対討論をするものであります。

地球温暖化抑制は世界的な自然保護の大きな課題であり、流れであります。企業立地促進のためとはいえ、貴重な自然を減少させるべきではありません。また、常任委員会の議案審議の中で奥原地内の最大3マイクロシーベルトを超える長期間の残土放置は重大な問題だと言わざるを得ません。いつからいつまで、どの地域の残土か、公共事業として処理やフレコンバックで埋め立てた残土1トン以上がどこなのか、明確になっておりません。さらに、この事業費は約161億円、今回の補正予算の中に含まれているのかどうか、これらの一連の質問に対して答弁がありませんでした。

常任委員会では、この一連の流れを文書にて後日報告を求めることで了承されました。多くの市民が放射能被害対策に関心を寄せている中、このような高濃度の残土が長期間放置をされた状況は、一部会派の議員が絡んで隠蔽工作がなされたと思われても仕方がありません。2つの常任委員会では、この一般会計補正予算に賛成をしましたが、この問題等を含め不明確なところが多く、審議も不十分として反対をするものであります。

土地購入に関しては、これまでも何度か指摘をしておりますとおり、小坂城跡用地購入問題

が解決していないと私たちは判断をしております。今後の用地買収には反対していくという指摘も、これまで何度もしてまいりました。特に今回は、市長の身内とも言える方からの用地買収で、当然計画地内から外すべきと判断をしております。

駅東の改修の問題についてであります。その完成図の看板が駅前に掲示をされております。多くの市民から、「なぜこのような不況の状況の中で開発が必要なのか、理解できない」「無駄遣いではないか」との声を多数聞いております。駅の活性化、市民参加のデザイン会議での案などと説明をされておりますが、駅の活性化が景観をよくするだけでできるものでありましょうか。全国的な事例を見ても、電柱の地下埋設など景観をよくして活性化された事例は、ほとんど見受けられません。市の活性化を目的とする考え方が、多くの市民との意見の違いが見受けられるのであります。巨額な資金を投入し行う事業は、まだまだほかにあると判断をするものであります。

前後しますが、9号議案、10号議案、11号、12号議案についての反対討論であります。

牛久市部等設置条例の一部改正条令であります。毎年のように市の部や課が変更になり、再度もとに戻すということもあり、市政運営の一貫性がないと言わざるを得ないものであります。

また、教育指導員の1日報酬額を時間給に変更することは、能力に応じて格差をつけるところであり、仕事の重要性からしてもしてはならないことと考えるものであります。

職員給与においては、55歳を超える職員の昇給は国家公務員と同様昇給停止とするもの、しかし一部のみ昇給は可能とのうことで、公平性に欠くものと言わざるを得ないものであります。

また公立の保育園、中央保育園を廃止することで、市立保育園は5園になります。廃止の大きな理由は老朽化とのことであります。今後は、社協が民間保育園として奥野小学校で運営するとのこと。しかし父母からは、今までの先生が保育園に来てほしいとの要望もあるとのこと。常勤・非常勤の待遇については、本人の希望を考慮するとはいえ、常勤職員は民間での出向扱いとなります。希望しない職員についての処遇や、子供たちへの影響が心配されます。全ての公立保育園を廃止する方向性に鑑み、反対をするものであります。

以上、議案第9号、10号、11号、12号、14号、17号、35号、38号について反対をするものであります。議員各位の御賛同を心から訴えまして、反対討論とします。

○議長（柳井哲也君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） ほかに討論はありませんか。自席でよろしいですか。

○22番（利根川英雄君） 161億円というふうに言ったんですが、161万円に訂正させていただきます。

○議長（柳井哲也君） 了解しました。

ほかに討論ないようでしたら……、22番利根川英雄君。いいですか。

それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第2、議案第1号ないし日程第36、議案第35号、日程第37、議案第38号及び日程第38、議案第39号の37件、日程第39、議員提出議案第1号の1件について、順次採決いたします。

初めに、議案第1号、牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、牛久市道路標識の寸法に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、牛久市移動等円滑化のために必要な指導の構造に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、牛久市が管理する指導の構造の技術的基準を定める条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、牛久市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、牛久市公園条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、牛久市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立多数であります。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立多数であります。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立多数であります。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、牛久市保育園設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立多数であります。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、牛久市クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、牛久市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立多数であります。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、牛久市営住宅条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、牛久市下水道条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成24年度牛久市一般会計補正予算（第6号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳井哲也君） 起立多数であります。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成24年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成24年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成24年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成24年度牛久市小規模水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成24年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成24年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成24年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、平成25年度牛久市一般会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立多数であります。よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成25年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳井哲也君） 起立多数であります。よって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成25年度牛久市青果市場事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、平成25年度牛久市小規模水道事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成25年度牛久市介護保険事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳井哲也君） 起立多数であります。よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成25年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成25年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳井哲也君） 起立多数であります。よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、牛久市道路線の認定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、牛久市道路線の路線変更について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、土地取得について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳井哲也君） 起立多数であります。よって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、平成24年度牛久市一般会計補正予算（第7号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（柳井哲也君） 起立多数であります。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり

可決されました。

次に、議案第39号、平成24年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

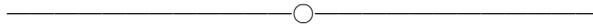
次に、議員提出議案第1号、牛久市パワーハラスメント防止条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立少数であります。よって、議員提出議案第1号は否決されました。

次に、日程第40、議員提出議案第2号の1件を議題といたします。



議員提出議案第2号 特別委員会の設置について

○議長（柳井哲也君） 提案者に提案理由の説明を求めます。16番中根利兵衛君。

〔16番中根利兵衛君登壇〕

○16番（中根利兵衛君） 議員提出議案第2号、特別委員会の設置につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この「議会改革特別委員会」は、本市の重要課題として、地方自治法第110条及び牛久市議会委員会条例第6条の規定に基づき、調査研究を行うため設置するものであります。

調査項目としては、議場改修、議会基本条例、議会事務局の体制強化、議員災害マニュアル議員定数と報酬の見直し、委員会等の視察研修、一般質問の一問一答の調査研究であります。

なお、委員の定数は21名とし、調査期間は平成26年3月31日までとして、議会閉会中におきましても審査できるよう願うするものであります。

以上です。

○議長（柳井哲也君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、議員提出議案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議員提出議案第2号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、会議規

則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第2号について採決いたします。

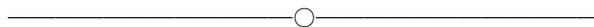
議員提出議案第2号、特別委員会の設置について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

ただいま可決されました特別委員会について、別紙のとおり特別委員会委員を指名いたします。

次に、日程第41、決議案第1号の1件を議題といたします。



決議案第1号 第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の東京招致に関する決議について

○議長（柳井哲也君） 提案者に提案理由の説明を求めます。16番中根利兵衛君。

〔16番中根利兵衛君登壇〕

○16番（中根利兵衛君） 決議案第1号、第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の東京招致に関する決議（案）。

オリンピック・パラリンピックは、スポーツを通じて世界の人々が相互理解と友好親善を深め、恒久的な世界平和の確立に大きく寄与する世界最大のスポーツ・文化の祭典であり、スポーツを通じて心身を向上させ、文化、国籍などさまざまな違いを乗り越え、友情、連帯感、フェアプレーの精神をもって、平和でよりよい世界の実現に貢献するものである。

1964年開催のオリンピック東京大会は、多くの国民に感動と自信を与えるとともに、国際社会の一員として我が国の復興を世界にアピールした。これを契機に、我が国は世界の平和と発展に積極的な役割を果たし、東京都市圏はさらなる発展を遂げ、世界有数の大都市圏となった。

現在、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復旧、復興に全力で取り組んでいる我が国、そして茨城県を含む被災県にとって、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の開催は、国民（市民）に希望を与え、復興に向けて歩む人々にとって大きな力となるものであるとともに、世界中から寄せられた支援に対する感謝や敬意をあらわす好機となる。

また、世界のトップアスリートに最高の自己表現の場を提供することにより、未来を担う子供たちに新たな希望を与えることができるものであり、スポーツの振興や国際交流等を通じて世界の恒久平和を願う同じ関東の一員として、東京に近接する本市にとっても大いに意義あることである。

よって、牛久市議会は2020年開催の第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の東京招致を強く求め、全力で支援する。

上記決議する。

議員各位の御賛同をお願い申し上げます、朗読を終わります。

○議長（柳井哲也君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより決議案第1号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で決議案第1号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の東京招致に関する決議案に反対する討論をします。

私たちは、オリンピックの開催そのものに反対するものではありませんが、2020年東京

招致には反対です。

①東日本大震災の被災地の復興はいまだ入り口の段階であり、原発事故や放射能除去も収束にはほど遠く、被災者・自治体が納得できる復興対策に国が総力を挙げて取り組むことが求められていること。

②東京でも近い将来に大地震が襲う可能性が高く、4,000億円のオリンピック開催準備基金などを活用して都民の安全・安心を確保するための防災福祉の東京づくりに全力を挙げるときと指摘されております。

③オリンピック招致は、こうした安全・安心の国土、都市づくりが進んだ中で、声が大きく広がれば検討すればよいと考えられます。本年3月19日の記者会見でIOC評価委員会が発表した支持率は、マドリード市内が76%、全国では81%、なお東京の調査では都内が70%、全国は67%でした。マドリードと比べ、多くの国民が望んでいるとは考えられません。また、昨日からはイスタンブールでの調査が始まりました。そのような中、先日発表された南海トラフ地震の影響は、茨城県でも500億円と想定されています。今は、安全・安心のための防災に力を入れるべきです。

よって、そのような観点からオリンピック東京招致決議をすべきではないと判断し、反対をするものです。

○議長（柳井哲也君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。16番中根利兵衛君。

〔16番中根利兵衛君登壇〕

○16番（中根利兵衛君） それでは、ただいま補足ということで少し時間をいただきたいと思いますが、このオリンピックの推進は東京都知事が最初に、元石原都知事から発信がございました。今猪瀬知事にかわって引き継がれまして、積極的にPR活動を行っております。

先ほど鈴木議員が申し上げましたように、3つの都市が候補者になっております。1つは東京都、そしてトルコのイスタンブール、スペインのマドリードですか、きのうのテレビではマドリードのほうに調査が入ったようですが、東京は3月4日の日に国際オリンピック委員会（IOC）委員会が東京の施設の現地視察に入っております。そして、このIOCが都民に行った調査、これによりますと支持率が70%、さっき申し上げたとおりでございます。

その後、読売新聞社が2月に全国世論調査というのを行っております。これは2020年度東京での開催に賛成と答えた人が83%、これまでに5回の調査をしているそうですが、この数字が最高の数字となっています。その理由は、1つは経済効果が期待できる、それからスポーツの振興につながる、3つ目に東日本大震災からの復興がアピールできるというようなことでございました。前回の東京オリンピックは1964年、昭和39年でございましたので、議員の中にもまだ生まれていなかった人もいるんじゃないかと思います。私は高校生でございま

して、あの感動をもう一度、東京でやっていただきたいということでございます。

どうぞひとつ、党派を超えた賛同をお願い申し上げます。

○議長（柳井哲也君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） これをもって討論を終結いたします。

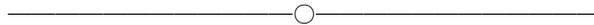
これより、決議案第1号について採決いたします。

決議案第1号、第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の東京招致に関する決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立多数であります。よって、決議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第42、JR要望「都区内フリーきっぷ」「都区内りんかいフリーきっぷ」の存続を求める要望書の1件を議題といたします。



JR要望 「都区内フリーきっぷ」「都区内りんかいフリーきっぷ」の存続を求める要望書

○議長（柳井哲也君） 提案者に提案理由の説明を求めます。22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄登壇〕

○22番（利根川英雄君） 「都区内フリーきっぷ」「都区内りんかいフリーきっぷ」の存続を求める要望書。

要望の趣旨は、JR各線の「都区内フリーきっぷ」「都区内りんかいフリーきっぷ」の存続を求めるものであります。

その理由として、2006年3月「東京自由乗車券」が突然廃止され、利用者から復活の声が大きくなりました。その後、「都区内フリーきっぷ」として2007年1月15日から発売されることが明らかになり、利用者に変え喜ばれました。JRを通勤・通学など頻繁に利用しない人は、Suicaを持たない人がほとんどです。さらに、Suicaには割引制度がありません。フリー切符には割引があり、往路での都区内乗り降り自由で2日間利用できるというのが、利用者にとって大変便利な切符となっております。突然の出張、派遣、パート、アルバイトなどの仕事に、介護やお見舞い、友人・知人宅への訪問などに利用されております。多くの利用者は、「都区内りんかいフリーきっぷ」の存続を望んでいます。

そこで牛久市議会は、このような市民の願いを踏まえ、議会の議決に基づき要望書を提出するものです。

ぜひ利用者の声に耳を傾け、御検討いただけますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（柳井哲也君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、JR要望についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上でJR要望についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっておりますJR要望については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 御異議なしと認めます。よって、JR要望については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

○議長（柳井哲也君） これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） これをもって討論を終結いたします。

22番利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） ただいまの説明の中で、一部読み間違いがあります。訂正をお願いします。

理由の中での6行目、後ろのほうで「復路」と書いてあるんですが、「往路」と読んでしまったので、それを訂正させていただきます。

○議長（柳井哲也君） これより、JR要望について採決いたします。

JR要望、「都区内フリーきっぷ」「都区内りんかいフリーきっぷ」の存続を求める要望書、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立少数であります。よってJR要望は否決いたしました。

次に、日程第43、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（柳井哲也君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了されました。

これをもって平成25年第1回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時44分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 柳 井 哲 也

署名議員 須 藤 京 子

署名議員 黒 木 のぶ子